

平成 25 年 2 月 22 日

中国財務局

中国財務局・財務事務所では、平成 25 年 1 月 11 日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に基づき、中小企業などの借り手の方々の声をお聞きする受付窓口として、「中小企業等金融円滑化相談窓口」を下記のとおり、設置いたしました。

本相談窓口では、皆様からのご質問・ご相談に対し回答やアドバイスを行うとともに、寄せられた情報を検査・監督に活用させていただきます。

記

名称 : 「中小企業等金融円滑化相談窓口」
業務開始日 : 平成 25 年 2 月 25 日 (月)
受付時間 : 平日 9 時 00 分～16 時 00 分
電話番号 : 中国財務局 082-221-9331
鳥取財務事務所 0857-26-2338
松江財務事務所 0852-21-5233
岡山財務事務所 086-223-1133
山口財務事務所 083-923-5085

受付内容 : 銀行、信用金庫、信用組合等の金融円滑化に関する情報

※下記パンフレットもご参照ください。

パンフレット「ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！」

※留意事項

- 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんが、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスを行います。
- ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。
- 皆様のご了解をいただけた場合は、金融機関に内容を伝達し、事実関係の確認等を行います。

お問い合わせ先

中国財務局金融監督第一課 Tel.082-221-9221 (代表)